別紙

諮問第1100号、第1101号、第1102号、第1103号

答 申

1 審査会の結論

別表1に掲げる開示請求に関し、別表2に掲げる区分により行われたそれぞれの決定は、 いずれも妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例(平成11年東京都条例第5号。以下「条例」という。)に基づき、審査請求人が行った別表1に掲げる開示請求(以下「本件開示請求」という。)に対し、別表2に掲げる区分により、平成29年9月15日付けで実施機関が行ったそれぞれの決定について、その取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由

審査請求書、反論書及び意見書における審査請求人の主張は、以下のとおりである。

ア 審査請求書における主張

(ア) 処分を取り消して、更に請求対象文書を特定した上で、請求した情報は、患者さんの氏名を除いて全て開示するとの決定を求める。

公益上の理由による裁量的開示を実施することを求める。

(イ) 文書の探索が不十分であるか、又は、対象文書を情報公開の適用除外か解釈上の 不存在と判断することが違法である。

本件不開示部分は、患者さんの氏名を除いて、いずれも、条例7条のいずれの号にも該当しないか、たとえ2号に該当したとしても、開示を定めた同号ただし書全てに該当する。

不開示部分は、患者さんの氏名を除いて、いずれも、条例9条に該当する。

イ 反論書における主張

- (ア)請求対象となる文書の期間が特定されていない旨主張するが、文書一切と記載して請求した以上、現に対象となる文書のうち全ての年度の分であることが明記されている。したがって、少しでも開示決定を遅らせて、市民運動を抑圧し、民主主義を否定するために行われた違法の補正である。
- (イ) 不作為の審査請求は、目下、無意味とされてしまっている。不作為の審査請求という性質から、延長後の期限の相当前に審議を終了して審査会の答申を受けた裁決・決定を通知しなければならない。今のような対応では、処分がなされるのを待って、不適法却下になることを待っていると断じざるを得ない。
- (ウ) 関連文書がほとんど特定されていない。

慣例法上、国であれ独立行政法人等であれ地方公共団体であれ、情報公開の実施機関は、一般に、文書の特定で争われた審査請求の後で、再度、文書を探索するものである。しかし、本件では、「その他」のファイルや書庫に埃を被っているもの等を今一度探索すべき作為義務があるにもかかわらず、担当課は、何ら再探索をしていない。慣例に従って、再度の探索をすべきである。

したがって、文書の特定について不備があり、改めて文書を特定すべきである。

(エ) 全部不開示がなされた文書についての説明が何らなされていない。

外出・外泊申請書のうち、開示すべき情報を開示する措置を講じないことは、条例8条各項の規定に違反している。処分の理由付記に不備があるため、当然に取り消すべきである。

(オ)全般的に処分の理由についてほとんど内容のない記載にとどまっており的確な反論をすることができない。審査会には、今後、適切な弁明をする旨の答申を出すことを求める。

ウ 意見書における主張

(ア) 文書の特定

- a 原本がなくとも、写しや控えがあれば特定した上で開示すべきである。
- b 処分庁は、選挙管理委員会に提出したことを証明する証拠を提出されたい。

(イ) 不開示部分の不開示事由非該当性

- a 全部不開示がなされた文書についての説明が何らなされていない。
- b 外出・外泊申請書には、選挙のどのくらい前に申請書が作成されて受け付けられたかといった、非自発的入院をさせられている人たちの選挙権を東京都が十分に保障しているのかという事実を証明する情報が記載されているものであって、これら記載情報一切が不開示情報であるとか開示すべき情報が何らも存在しないなどとは言い難い。
- c 国の情報公開・個人情報保護審査会は、諮問庁:国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター諮問日:平成28年9月16日(平成28年(独情)諮問第76号)答申日:平成28年12月7日(平成28年度(独情)答申第62号)事件名:参議院議員選挙に関する文書の一部開示決定に関する件の答申で、市区町村が特定されることで患者の住所の特定につながる可能性がある情報であるとの主張を排斥し、当該部分を公にすることにより明らかとなるのは、不在者投票を希望したセンター病院の入院患者のいずれかがその市区町村に住所を有しているという事実のみであって、センター病院の規模、不在者投票を希望した入院患者の人数等を勘案すれば、個人の特定につながるおそれは認め難く、個人が特定されない場合においてなお個人の権利利益を害するおそれがあるとすべき事情も認められないとして、開示すべきとしている。
- d その余は、審査請求書及び反論書を全て引用する。
- 3 審査請求に対する実施機関の説明要旨
 理由説明書における実施機関の主張は、以下のとおりである。

(1) 諮問第1100号について

審査請求人による開示請求の内容は、別表1のとおりである(以下、各諮問において同じ。)。

本件開示請求に対し、実施機関では、別表2の(1)に掲示した公文書を特定し、全部開示とした。

都立病院で不在者投票を実施する際は、選挙実施の都度、事前に各市区の選挙管理委員会が開催する説明会等で病院担当者が不在者投票事務に関する説明を受け、それに則った事務処理方法及び指定様式に基づき手続を行っている。本件に関しては、上記に基づき、各市区の選挙管理委員会からの説明会開催通知文及び不在者投票郵送料の請求等に関する文書を特定したものである。

なお、審査請求人は平成 29 年 9 月 21 日付審査請求書において「処分を取り消して、 更に請求対象文書を特定し」とあるが、該当病院に確認した上で、該当公文書を全て開 示しており、本件処分は適法(正当)である。

(2) 諮問第1101号について

本件開示請求に対し、実施機関は、別表2の(2)に掲示した公文書を特定し、一部 開示とした。

都立病院で不在者投票を実施する際の説明は上記(1)のとおりであり、本件に関しては、上記に基づき、不在者投票の実施に係る投票用紙の請求等に関する文書を特定したものである。

非開示部分は、氏名(選挙人・ふりがな・投票立会人・代理投票補助者氏名含む)・本人署名・病棟・投票場所・各市区町村(島しょ町村の区分も含む)の送り先(各選挙管理委員会委員長も含む)・投票用紙請求先・選挙の種類・備考内容・欄外の記載内容(個人情報含むもの)であり、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)、条例7条2号に該当し非開示とした。

なお、審査請求人は審査請求書において「患者さんの氏名を除いて全て開示するとの 決定を求める」とし、非開示部分は条例9条に該当するとある。条例9条は、公益上特 に必要があると認めるときに、開示請求者に対し当該公文書を開示することができるも のであるが、本件については病棟名や居住地等の患者個人の重要な情報であり、公にすることで保護される利益が個人の正当な権利利益よりも優越すると認められる情報ではないため、これに該当しない。

(3) 諮問第1102号について

本件開示請求に対し、実施機関は、「入院患者が実際に記載した文書」かつ「一時退院して投票場に行く場合の文書」として、別表2の(3)に掲示した公文書を特定した上で、非開示とした。

これは、個人に関する情報で特定の個人を識別することができる情報(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)であるため、条例7条2号に該当し、非開示としたものである。

また、非開示部分を除いた場合、請求者にとって有意な情報が残らず開示請求の趣旨 を損なわずに公文書の一部を開示することができないことから、条例8条2項は適用し ないものとした。

なお、審査請求人は、審査請求書において「患者さんの氏名を除いて全て開示するとの決定を求める」とし、非開示部分は条例9条に該当するとある。条例9条は、公益上特に必要があると認めるときに開示請求者に対し当該公文書を開示することができるものであるが、本件については病棟名や診療科名等の患者個人の重要な情報であり、公にすることで保護される利益が個人の正当な権利利益よりも優越すると認められる情報ではないため、これに該当しない。

(4) 諮問第1103号について

本件開示請求に対し、実施機関は、別表2の(4)に掲示した、請求文書を非開示(不存在)とした。どちらも患者さんが記載した原本を各選挙管理委員会に送るため、存在しないことによるものである。

都立病院で不在者投票を実施する際の説明は上記(1)のとおりであり、本件に関しては、上記に基づいた上で、「入院患者が実際に記載した文書」として「請求カード」及び「投票カード」を特定したものである。

なお、審査請求人は、審査請求書において実施機関が「対象文書を情報公開の適用除 外か解釈上の不存在と判断」していると主張するが、実際に原本を選挙管理委員会へ提 出することにより不存在としているものであり、適用除外又は解釈上で不存在と判断しているものではない。

4 審査会の判断

(1)審議の経過

審査会は、本件審査請求について、以下のように審議した。

年 月 日	審議経過
平成29年11月 1日	諮問(諮問第1100号、第1101号、第1102 号及び第1103号)
令和 元年 5月10日	新規概要説明(諮問第1100号、第1101号、第 1102号及び第1103号)(第198回第二部会)
令和 元年 5月30日	実施機関から理由説明書収受(諮問第1100号、第 1101号、第1102号及び第1103号)
令和 元年 5月31日	審議(諮問第1100号、第1101号、第1102 号及び第1103号)(第199回第二部会)
令和 元年 6月23日	審査請求人から意見書収受(諮問第1100号、第1 101号、第1102号及び第1103号)
令和 元年 6月28日	審議(諮問第1100号、第1101号、第1102 号及び第1103号)(第200回第二部会)
令和 元年 7月26日	審議(諮問第1100号、第1101号、第1102 号及び第1103号)(第201回第二部会)

(2)審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る公文書並びに実施機関及び審査請求人の主張を具体的 に検討した結果、以下のように判断する。

ア 審議の併合について

諮問第1100号、第1101号、第1102号及び第1103号については、審査請求人が同一であること及び審査請求の趣旨が関連するものであることから、審査

会は、これらを併合して審議することとした。

イ 指定病院等における不在者投票について

不在者投票制度は、法律で定められた一定の事由により、選挙の当日、自ら投票所へ行って投票することができない選挙人が、投票日の前でも投票することができる制度である。公職選挙法(昭和25年法律第100号)48条の2第1項3号により、不在者投票のできる指定病院等に入院している者などは、その施設内で不在者投票を行うことができる。

不在者投票に関する事務の取扱いは、指定病院等において、入院している選挙人への投票希望調査を行い、投票を希望した選挙人に係る必要書類を各区市町村選挙管理委員会に請求する。その後、投票日に投票記載場所において選挙人により投票用紙の記入が実施され、各病院から各区市町村選挙管理委員会へ投票用紙の返送を行うとともに、都道府県選挙管理委員会に対し不在者投票特別経費の請求を行うというものである。

ウ 本件開示請求及び本件対象公文書について

本件審査請求に係る開示請求は別表1に掲げるものであり、これに対し実施機関は、 別表2の(1)から(3)に掲げる対象公文書及び(4)に掲げる請求文書を特定し、

(1) についてはその全部を開示し、(2) については条例 7条 2 号該当により一部 開示とし、(3) については条例 7条 2 号該当により非開示とし、(4) については 不存在を理由に非開示とする決定を、それぞれ行った。

エ 条例の定めについて

条例7条2号本文は、「個人に関する情報(第8号及び第9号に関する情報並びに 事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)で特定の個人を識別することがで きるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができること となるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることに より、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」を非開示情報として規定し ている。

また、同号ただし書は、「イ 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は

公にすることが予定されている情報」、「ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」、「ハ 当該個人が公務員等 …である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号本文に該当するものであっても開示しなければならない旨規定している。

条例8条1項は、「実施機関は、開示請求に係る公文書の一部に非開示情報が記録 されている場合において、非開示情報に係る部分を容易に区分して除くことができ、 かつ、区分して除くことにより当該開示請求の趣旨が損なわれることがないと認めら れるときは、当該非開示情報に係る部分以外の部分を開示しなければならない。」と 規定している。

また、同条2項は、「開示請求に係る公文書に前条第2号の情報(特定の個人を識別することができるものに限る。)が記録されている場合において、当該情報のうち、特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。」と規定している。

オ 別表2に掲げる区分により行われたそれぞれの決定の妥当性について

(ア) 諮問第1100号における開示決定の妥当性について

別表2の(1)に掲げる対象公文書を審査会が見分したところ、実施機関のうち 精神病床を保有する都立病院(4施設)のうちの墨東病院、松沢病院及び多摩総合 医療センターについては、それぞれ対象公文書が特定され、全部開示となっている が、広尾病院に関しては対象公文書が特定されていないことが確認できた。

これを受けて、対象公文書の特定について審査会が実施機関に説明を求めたところ、不在者投票の実施に当たっては各区市町村の選挙管理委員会から受けた説明に沿って事務処理を進めることとしているが、当該説明会の開催に関する当該対象公文書の保存期間は、実施機関が定める文書管理基準表において1年未満とされ、広尾病院では投票実施後に所要の目的を達したと判断し当該基準表に従って廃棄したものと考えられる、当該病院において改めて文書の探索を行ったが原本、写しある

いは控えを含め当該公文書は見当たらなかった、他の3病院については不在者投票 に係る起案文書が保管されているファイルに綴っていたものを特定した、これら3 病院においても改めて文書の探索を行ったが原本、写しあるいは控えを含め更なる 公文書は見当たらなかった、とのことである。

これについて審査会で検討するに、指定病院等における不在者投票に関する事務は、各区市町村選挙管理委員会による不在者投票に関する説明会の開催通知を契機として始められるのが通例であること、不在者投票特別経費の請求に際しては上記開催通知の添付等が求められていないこと、再度の探索によっても本件開示請求に係る特定されるべき公文書が確認されなかったことを踏まえるならば、対象公文書の特定とその決定内容に関する実施機関の説明を不合理であるとは言えず、他にその存在を認めるに足りる事情も見当たらないことから、実施機関が別表2の(1)に掲げる対象公文書を特定し、その全部を開示した決定は、妥当である。

(イ) 諮問第1101号における一部開示決定の妥当性について

a 審査請求人は審査請求書等において、写しや控えも特定すべきである、文書を 各区市町村選挙管理委員会に提出したことを証明する文書を示すべきである、国 の独立行政法人に関する事案において区市町村の部分が開示されているものがあ る旨主張している。

これを受けて、上記主張について審査会が実施機関に説明を求めたところ、本件開示請求に係る公文書について写し及び控えを含めて特定した、各区市町村選挙管理委員会に提出したことは当該公文書の記載内容から確認することができる、 実施機関における施設利用者の居住地域は広汎に及ぶものではなく国の独立行政 法人とは事情が異なる、とのことである。

別表2の(2)に掲げる対象公文書を審査会が見分したところ、特定された対象公文書の記載内容により、実施機関において各区市町村選挙管理委員会に必要書類を提出する旨の決裁が実施されたことが確認できることから、本件開示請求に係る対象公文書の特定は妥当であると認められる。

また、上記対象公文書のうち非開示とされた部分について確認したところ、投票用紙等交付の請求書の区市町村名、不在者投票特別経費の請求に関する文書の うち送付先一覧表に記載された区市町村名、不在者投票に関する報告書に記載さ れた提出先区市町村名、実施機関が書類の送付を受けた際の発信元区市町村名及 び当該区市町村選挙管理委員会の委員長の氏名、不在者投票実施に関する一覧表 に記載された選挙人氏名、ふりがな、病棟、投票用紙請求先、投票場所、投票立 会人氏名、代理投票補助者氏名、選挙の種類、本人署名及び備考欄並びに欄外の 記載内容(以下、これらを「本件非開示部分」という。)が非開示とされている。

そして、本件非開示部分の情報は、各施設が所在する区市町村か近隣の区市町村であること、不在者投票を行った入院患者が極めて少数に限られる区市町村も見受けられることを踏まえれば、本件非開示部分は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため、条例7条2号本文に該当する。

b 続いて同号ただし書該当性について検討する。

都立病院の入院患者に関する情報については個人情報保護の観点からその取扱いが慎重に検討されるべきものであることに加え、本件非開示部分が都立病院の入院患者による不在者投票に関するものであることからすれば、指定病院等における不在者投票に関する個人情報について、法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されているものとは言えないことから、同号ただし書イに該当しない。

また、本件非開示部分について、人の生命、健康あるいは生活等を保護するために公にすることが必要であるとまでは認められないことから、同条同号ただし 書口に該当せず、その内容及び性質から同号ハにも該当しない。

したがって、本件非開示部分について、条例7条2号本文に該当し、同号ただ し書のいずれにも該当しないことから、非開示としたことは妥当である。

(ウ) 諮問第1102号における非開示決定の妥当性について

a 審査請求人は審査請求書等において、入院患者の選挙権を実施機関が保障していることを示す情報が開示されないのは理解し難い旨主張している。これに対し 実施機関は、本件対象公文書については条例7条2号に該当し、一部開示も困難 である、とのことである。

別表2の(3)に掲げる対象公文書を審査会が見分したところ、外出又は外泊 を申請した入院患者である選挙人の氏名、外出・外泊に関する予定、目的、行先 その他の情報が記載されていることが確認でき、これらの情報は個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため、条例7条2号本文に該当する。

そこで、同号ただし書該当性について検討すると、上記(イ) b で判断したとおり、入院患者の外出又は外泊の申請に関する情報は同号ただし書のいずれにも該当しない。

- b 別表2の(3)に掲げる対象公文書に関し、更に条例8条2項の一部開示の可否について検討するに、当該対象公文書の非開示部分は、その記載内容から、一体として入院患者である選挙人に関する個人情報であり、一部開示の余地はない。したがって、別表2の(3)に掲げる本件対象公文書を非開示としたことは妥当である。
- (エ) 諮問第1103号における不存在を理由とする非開示決定の妥当性について 審査請求人は審査請求書等において、写しや控えも特定すべきである旨主張して いる。

そこで、別表2の(4)に掲げる請求文書の有無等に関し、審査会が実施機関に 説明を求めたところ、本件請求文書については投票用紙等の請求を受けた各区市町 村選挙管理委員会に提出済であることから存在しない、とのことである。

これについて審査会で検討するに、本件開示請求により開示された別の公文書から、不在者投票の実施後、実施機関から各区市町村に諮問第1103号に係る本件請求文書が提出されたことが確認できること、当該請求文書の性質上、その写し等を作成あるいは取得する特段の事情も認められないことを踏まえれば、実施機関による上記説明に不自然、不合理な点は認められず、他にその存在を認めるに足りる事情も見当たらないことから、別表2の(4)に掲げる本件請求文書について、不存在を理由として非開示とした決定は妥当である。

なお、審査請求人は、審査請求書、反論書及び意見書においてその他種々の主張を 行っているが、それらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。 よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員)

吉戒 修一、友岡 史仁、野口 貴公美、藤原 道子

別表1 本件開示請求

開示請求に係る公文書の件名又は内容

(諮問第1100号、第1101号、第1102号及び第1103号において同じ。)

精神病床を持つ都立病院全てにおける参議院議員選挙に関する情報一切のうち、各市町村の選挙管理委員会との間における不在者投票用紙の請求・送付等に係る事務手続に関する起案文書、入院患者が実際に記載した文書、一時退院して投票場に行く場合の文書一切。

別表2 各諮問案件における対象公文書及び請求文書並びに非開示とした部分及びその理由

(1) 諮問第1100号における対象公文書

(墨東病院)

- ・(H28) 指定病院等における不在者投票に関する説明会の開催について(通知)
- ・(H25) 指定病院等における不在者投票に関する説明会の開催について(通知) (多摩総合医療センター)
- ・(H28) 参議院議員選挙に伴う不在者投票事務打合せ会の開催について
- ・(H25) 参議院議員選挙に伴う不在者投票事務打合せ会の開催について (松沢病院)
- ・(H28) 不在者投票事務説明会の開催等について (通知)
- ・25松病庶第955号「平成25年7月21日(日)執行の参議院議員選挙にかかる不在者投 票郵送料の請求ならびに収入調定について(再作成)」

決定区分 開示

(2) 諮問第1101号における対象公文書

(広尾病院)

- ・28広病庶第936号「不在者投票の実施に係る投票用紙の請求について」
- ・28広病庶第1124号「第24回参議院議員選挙に係る不在者投票用紙の送付について」
- ・28広病庶第1126号「第24回参議院議員選挙に係る経費の請求及び歳入調定について」
- ・25広病庶第769号「不在者投票の実施に係る投票用紙の請求について(第23回参議院 議員選挙)」
- ・25広病庶第885号「不在者投票の実施に係る経費の請求及び歳入調定について(第23 回参議院議員選挙)」

(墨東病院)

- ・28墨病庶第878号「第24回参議院議員通常選挙に係る不在者投票用紙の請求について」
- ・28墨病庶第941号「第24回参議院議員通常選挙に係る不在者投票用紙の送付について」
- ・28墨病庶第1210号「第24回参議院議員通常選挙に係る経費の請求及び調定について」
- ・25墨病庶第1139号「参議院選挙における不在者投票用紙の請求について」
- ・25墨病庶第1190号「参議院議員選挙不在者投票における経費の調定および収入について」

(多摩総合医療センター)

- ・28多医庶第1035号「不在者投票(参議院議員選挙)投票用紙の請求について」
- ・28多医庶第1257号「不在者投票(参議院選挙)に係る経費の請求と受入について」
- ・25多医庶第1105号「不在者投票(参議院議員選挙)の実施について」
- ・25多医庶第1264号「不在者投票(参議院議員選挙)にかかる経費の請求について」 (松沢病院)
- ・28松病庶第810号「不在者投票に伴う投票用紙の請求について」
- ・28松病庶第925号「平成28年7月10日(日)執行の参議院議員選挙にかかる不在者投票 郵送料の請求ならびに収入調定について」
- ・25松病庶第802号「不在者投票に伴う投票用紙の請求について」
- ・25松病庶第927号「平成25年7月21日(日)執行の参議院議員選挙にかかる不在者投票 郵送料の請求ならびに収入調定について」

決定区分

一部開示

開示しない部分	氏名(選挙人・ふりがな・投票立会人・代理投票補助者氏名含	
	む)・本人署名・病棟・投票場所・各市区町村(島しょ町村の区分	
	も含む)の送り先(各選挙管理委員会委員長も含む)・投票用紙請	
	求先・選挙の種類・備考内容・欄外の記載内容(個人情報含むも	
	の)	
	非開示とする理由 条例7条2号該当	

(3) 諮問第1102号における対象公文書

・外出・外泊申請書

決定区分 非開示		非開示	
	開示しない部分	外出・外泊申請書	
		非開示とする理由	条例7条2号該当

(4) 諮問第1103号における請求文書

・請求カード、投票用紙

決定区分	非開示 (不存在)
非開示とする	請求カード及び投票カードは、どちらも記載頂いた原本を各選
理由	挙管理委員会に送付したため存在しない。